平成２８年

第２回 農地部会（定例会）議案

平成２８年２月８日

前橋市農業委員会

平成２８年　第2回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２８年２月８日　　午後３時０３分
・閉会日時　　平成２８年２月８日　　午後４時５０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室
・出席委員（１６名）

１番　金子　賢太郎	２番　木村　隆一	３番　近藤　登	５番　江原　弘
６番　関口　喜弘	７番　小堀　清	８番　深町　冨士雄	９番　宮本　武夫
１０番　岡　賢一	１１番　青木　登美夫	１２番　太田　朗	１４番　関根　由彦
１５番　萩原　秀治郎	１７番　大﨑　玉雄	１８番　猪熊　克己	１９番　根岸　惠夫

・欠席委員（3名）
　４番　星野　好孝　　１３番　星野　研一　　１６番　木村　謙

・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　係長　齋藤　孝朗　　副主幹　高山　幸治
　主任　有本　紀子　　主任　冨澤　和則　　臨時職員　宮田　厚子

・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　会長職務代理者　小泉　俊夫
　農林課副主幹　下田　文雄
　農林課主事　井上　洋輔

・付議事件
（１）議案第９号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第１０号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（３）議案第１１号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（４）議案第１２号　　農地法第５条の規定による許可申請について
（５）議案第１３号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項
（１）第１号　　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
（２）第２号　　平成２７年度農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

・報告事項
（１）第６号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第７号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第８号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第９号　　現況証明交付状況について
（５）第１０号　　農地法第４条、第５条の規定による農地転用許可処分について

吉井局長　全員お揃いになりましたので、これより平成２８年第２回農地部会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、４番　星野　好孝委員、１３番　星野　研一委員、１６番　木村　謙委員の３名であります。従いまして、在任委員１９名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２２条第４項で準用する第２１条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、大﨑部会長から、ごあいさつを申し上げます。

大﨑部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、大﨑部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《大﨑部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２８年第２回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。１８番　猪熊　克己委員、１９番　根岸　惠夫委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議　長　**議案第９号　農地法第３条の規定による許可申請**について

整理番号１番から１３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積、稼動力を朗読、説明。）

整理番号７番については、事務局で面接を行っております。現地面接調査案内図３条の７をご覧ください。申請人は新規就農を予定しており、使用貸借で畑を借り、露地野菜の農業経営をしたく申請。トウモロコシ、キャベツ、ナス、ブロッコリーを中心に栽培し、伊勢崎市の加工所に出荷する予定で、年間327万円の売上を見込んでいます。とりあえず一人で農業を行い、トラクターは土地所有地の方から借用し、軽トラックは所有済みです。事務局としては、就農意欲も認められます。なお、整理番号１番から１３番は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号８番、９番については、面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図３条の８・９をご覧ください。申請地は農用地区域内で適正に管理されています。申請人は役員２名、パート１５名で事業を展開しており、年間売上は、小松菜を中心としたハウス栽培で、売上は2,700万円とのことです。面接には、法人の代表者が来られました。機械等の保有状況は、トラクター１台、軽トラ２台、軽バン１台、播種機１台、包装機２台と、２０畳ほどの作業小屋を確保してあります。出荷先は、ＪＡ宮城をメインにスーパー、レストラン等に出荷しているとのことです。許可になりましたら、ハウス９反、露地２反の割合で栽培を予定です。調査班としては、営農意欲も充分で、営農の確実性が認められ、また、認定農業者の申請についても、今回の許可がおりればすぐに申請するとのことですので、許可相当と判断しました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号７番の申請人は、新規就農ですか。今までに農業経験はありますか。

冨澤主任　新規就農者です。祖母の農作業を手伝っています。

議　長　その他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１３番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第９号　農地法第３条の規定による許可申請につい

ては、整理番号１番から１３番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　　次に**議案第１０号　農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可**について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番、２番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１０号　農地法の規定による許可後の計画変更申請・５条許可について、整理番号１番、２番を承認とすることに決定いたします。

議　長　　次に**議案第１１号　農地法第４条の規定による許可申請**について

整理番号１番から１０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

有本主任　　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

なお、整理番号１番から１０番は議案書にありますとおり、農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号２番から４番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　　現地案内図４条の２から４をご覧ください。申請地は、大胡総合運動公園から東へ約700ｍに位置し、周囲は、北側および西側は山林、東側および南側は宅地、山林と宅地に囲まれた、第２種農地です。申請地は窪地で湧き水が出ており、周囲が山林で不耕作地となっています。この土地を生かすため、埋土してコナラを植林し、キノコの原木を育成したい。面接には、当事者本人３名と代理人が来られました。何か月か前に同じ代理人を通じて、申請地近くに、同様の申請がありました。その話を聞いて転用をお願いしたいということになったようです。原木として販売するのは、１０～１５年を見込んでおり、近所の椎茸農家に販売するとのことです。窪地のため、造成（埋立、整地）をしますが、搬入土は栃木より無償で入るとのこと。水路は暗渠排水とし、市有地の境界確認、埋立て等の必要手続きは行うとのことです。調査班としては、前回に同様の申請に対して許可していることもあり、今回埋立て土量の計算書が提出されれば、許可相当と判断し、本日、事務局にて内容確認した計算書の提出を確認し、許可相当と判断いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１番委員　　整理番号２番から４番ですが、埋土はどのような土を使うのですか。

１２番委員（１班班長）　　栃木県内の山林の土を運ぶそうです。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１０番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１１号　農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から１０番までを許可とすることに決定いたします。

議　長　　なお、許可処分については群馬県農業会議の意見を聴いて、意見が「許可妥当」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議　長　　次に**議案第１２号　農地法第５条の規定による許可申請**について

申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から３２番までの審議をお願いします。事

務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

整理番号１８番ですが、開発許可未了のため保留でお願いします。なお、整理番号１番から１７番、１９番から３２番は農地法５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号１１番、２０番、２１番、２９番、３０番、３２番については、現地・面接調査を、実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図５条の１１をご覧ください。申請地は、前橋市消防局東消防署宮城分署から北東に約900ｍに位置し、周囲は、北側と東側は水路を挟んで農地と宅地、南側は市道を挟んで宅地、西側は農地で、農地と宅地が点在する集団農地の辺縁部に位置する第１種農地です。資材置場が狭くなったための申請で、申請人は建設業（足場架設）を営んでおり、従業員は、社長ほか９名で、工事件数は年間600棟くらい。保有車両は、平らボディ３ｔを２台、フォークリフトを１台所有し、売上は年間7,000万円くらいとのことでありました。面接には、代表者本人が来られました。利用計画、被害防除についてですが、埋土等の予定はなく、現状で敷均をし、砕石を敷きローラー填圧をします。周囲は３ｍの万能鋼板で囲います。雨水については、自然浸透式で、東側用水路に流れないように土波、勾配で留意する模様。また、外灯をつける場合も、農作物に被害の及ばぬように方向に気をつけていただくよう、指導をしました。調査班としては、申請地の付近で違反転用している資材置場があり、是正の必要があるため、今回の許可がおりれば農地に戻すということですので、誓約書の提出を指導いたしました。誓約書の確認ができれば、許可相当と判断いたしました。今回の申請地が許可になりましたら、８月末までに是正する誓約書の提出が事務局にあり、確認ができました。

現地案内図５条の２０・２１をご覧ください。申請地は、群馬県ＪＡビルから北に約400ｍに位置し、周囲は、北側と西側は宅地、東側はＪＡ全農ぐんまへ向かう２０ｍ道路、南側は市道を挟んで農地で、農地と宅地が混在する小集団農地の辺縁部に位置する、第２種農地です。申請法人は、総合建設業を営んでおり、従業員７１名、工事件数は大小合わせて、700件、1,000万円以上の物件が３０件程度で、年商にして５１億円とのことです。保有車両は、２t、３ｔのダンプ、４ｔ、８ｔのトラック、その他舗装用重機を所有しております。面接には、法人の専務と代理人が来られました。利用計画、被害防除について、現在作付してある麦は収穫してから、埋土は行わず、不陸整正をして砕石を１５ｃｍ敷き、雨水は自然浸透にさせる。入口部分はアスファルト舗装をして、側溝を設ける。防犯灯は１基、外周は２ｍの万能鋼板で囲い、ゲートをつけます。調査班としては、被害防除対策もとられており、外周囲いの際は、北側の住宅に配慮するよう指導し、変更後は土地分譲でないことも確認しましたので、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の２９・３０をご覧ください。申請地は、市立前橋高校から東に約250ｍに位置し、周囲は、北側は農地、東側は農地と宅地、南側は雑種地、西側は転用許可済の資材置場で、市街化区域に近接する第２種農地です。申請人は、自動車の部品を輸出している会社で、主に自動車を大バラシして現地（フィリピン等）で組立てられるようにして販売しているとのことです。社員は３名で、売上実績は２億円とのことです。面接には、代表者本人が来られました。過去に市内Ａ町で同様の申請をして、許可３か月後に計画変更により、太陽光発電施設にした経緯があります。利用計画ですが、保管台数はとりあえず５台程度とトラック２台、分解したドア等を置き、進入路は東側舗装道路より出入りするとのことです。その他の利用計画と調査班の判断については、次の５条の３２と関連が深いので、そちらで報告させていただきます。

現地案内図５条の３２をご覧ください。申請地は、市立前橋高校から東に約200ｍに位置

し、周囲は、北側は宅地、東側は申請法人の許可地（資材置場）、南側は主要地方道前橋・西久保線、西側は農地で、市街化区域に近接する第２種農地です。申請人は、建築業で鉄骨建物を使えるように解体した鉄鋼資材を購入し、簡単な加工をして移築する事業を行っています。年間の工事件数は３件程度、売上実績は１億円くらいです。保有車両は、トラック２台（２ｔ、１ｔ）で、重機はリースで対応しています。面接には代表者本人と、先ほど（整理番号２９・３０）の代表者が来られました。過去に隣接地と市内Ｂ町で許可を取っていますが、Ｂ町については利用しました形跡がありませんでした。確認をしたところ、今回の土地を含めた形で、切り盛土をして、整備したい旨の回答でした。必要に応じて、擁壁、入口周りに囲いを設け、防犯灯程度は付けたいとのことでした。調査班の判断としては、非常に苦慮しました。今回の申請地一帯が名義は違いますが、今回の申請人の社長を頂点としたグループ企業の所有となります。地目変更後の土地分譲ではないかとの確認もいたしました。切下げの場合、計画を提出するようにも指導いたしました。この一帯の中央部分が既に許可になっており、現状が農地として使えるような所でもなく、許可やむなしと判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１番委員　土地の値段について、差があるようですが。

齋藤係長　土地の場所、状況によって異なりますが、相対で決めた価格です。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１８番を保留とし、整理番号１番から１７番、整理番号１９番から３２番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第１２号　農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１８番を保留とし、整理番号１番から１７番、整理番号１９番から３２番を許可とすることに決定いたします。

議　長　次に、整理番号３３番から６４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面接、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明。）

なお、整理番号３３番から６４番は、農地法５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　なお、整理番号３３番、５７番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１２番委員（１班班長）　現地案内図５条の３３をご覧ください。申請地は小屋原町のショッピングセンターの南側に市道を挟んで面し、周囲は、東側と南側は農地、西側は広瀬川で、市街化区域に近接する集団農地の辺縁部に位置する、第１種農地です。申請人は、不動産投資会社として、１年程前に設立し、従業員は役員３名で戸建てアパートの賃貸を計画していますが、まだ売上はゼロとのことです。面接には、役員でもあります行政書士の方が来られました。今回は、ショッピングセンターの駐車場が休日には満車となりますので、テナントの従業員用の駐車場として計画し、月3,000円から3,500円、合計７２台を予定しています。契約はまだ済んでないとのことです。利用計画、被害防除ですが、現状が道路面より1.2m程低いので、埋土をして道路と平らになるよう検討し、東側農地と段差が生じるので擁壁等も検討するとのことです。許可後の土地分譲でないこと、埋立てに許可が必要であることについても確認いたしました。路盤は砕石敷填圧とし、トラロープで区画をして、外周には1.2m以上のフェンスを設け、外灯は付けないとのことです。調査班としては、被害防除対策もとられ、現実性も見込まれるため、許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条５７をご覧ください。申請地は市立木瀬中学校から西に約350mに位置

し、周囲は、北側は農地、東側は清水川、南側は農地と宅地、西側は市道を挟んで農地で、農地と宅地が混在する、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は、建設土木業で建物等の解体工事をメインとして事業を展開し、太陽光発電事業も手掛けている会社です。従業員２０名、年間の工事件数は２５０件、売上は５億円くらいとのことです。保有車両は、大型車両５台、４ｔ車６台、油圧ショベル７台、その他営業車等が８台。面接には、法人の専務が来られました。申請地に砕石がストックしてありますので、撤去するよう指導いたしました。過去の転用履歴で、平成２１年に資材置場として許可された申請地が、昨年、太陽光発電施設として利用されている理由、利用計画被害防除についても質問しましたが、回答できない項目が多く、書面での回答をお願いいたしました。調査班としては、今回の部会で書面内容を確認し、部会判断としていただきたい。回答書が提出されております。平成２１年７月より、資材置場や重機置場として使用していたが、周辺に住宅が建ち始め、振動や騒音などのクレームが出るようになりました。また、事業拡大のため手狭になり、拠点を移しましたが、更に事業拡大のため不十分になり、今後も資材置場等を拡大する必要があります。土地所有者より、このまま借りて欲しい旨を伝えられ、太陽光発電を提案しました。排水路は作る予定はなし。照明は電柱がないため未定、いずれは設置を検討します。フェンスにするか仮囲いにするか、セキュリティーがないため高さ1.5mくらいを検討中です。保有車両台数が多いため、明細２枚を添付しました。申請地の砕石は２月６日までに撤去します。

議　長　　事務局で補足説明はありますか。

齋藤係長　　特にございません。

議　長　　以上で事務局の説明および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　　整理番号５７番ですが、太陽光発電になってからは、資材置場はどこにありましたか。

１２番委員（１班班長）　　会社の一部を資材置場として使用していましたが、今回新たに申請しました。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号３３番から６４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１２号　農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号３３番から６４までを許可とすることに決定いたします。

議　長　　なお許可書の交付については、法第４条と同様の扱いとなります。

議　長　　次に、**議案第１３号　農業経営・基盤強化・促進事業に係る農用地・利用集積計画の変更決定**について、前橋市長から依頼がありましたので、審議をお願いします。

井上主事　　◇（議案書・順次、土地の現状、利用目的、地目、面積を朗読、説明。）

議　長　　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第１３号について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第１３号　農業経営・基盤強化・促進事業に係る農用地・利用集積計画の変更決定については、原案を承認とすることに決定いたします。

議　長　　次に**協議事項第１号　相続税の納税猶予に係る・特例農地等の利用状況に確認**について協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　相続税納税猶予の特例を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に

係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。つきましては、今回の調査対象者１名の特例農地の状況について、地区の農業委員さんとともに現地確認した状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いします。なお、本案件は地区担当の農業委員さんが、農地部会に所属されていない案件ですので、事務局から報告させていただきます。整理番号１番については、２月１日に富澤委員と現地確認し、全１０筆が農地として、利用されていることを確認したしました。

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　意見もないようですので、採決したいと思います。協議第１号について、報告のあったとおりの内容で、確認書を納税署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第１号　相続税の納税猶予に係る・特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

議　長　次に**協議事項第２号　平成２７年度農業振興地域・整備計画の変更に係る意見聴取**について

前橋市長から依頼がありましたので、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

下田副主幹　◇（資料を説明）

議　長　以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議第２号について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議　長　全員賛成でありますので、協議第２号　平成２７年度農業振興地域・整備計画変更に係る意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

議　長　次に、３５ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第６号から第１０号までとなっております。

第６号から第９号までの報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	７件
○法第５条の届出書の受理状況	３０件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	１９件
○現況証明交付状況	３件

報告事項第１０号は、１月部会において許可とした法第４条・５条の農地転用許可申請について、農業会議の意見が「許可妥当」でありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会　午後４時５０分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２８年２月８日

議　長

署名人

署名人